

東京海上・気候変動対応株式ファンド（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）

愛称: **グリーンフューチャー**

（追加型投信/内外/株式）

米トランプ政権始動後の 気候変動対応の行方を考える

以下は本資料作成時点のウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの運用チームによる見解であり、将来変更となる可能性があります。

トランプ政権下での気候変動対応における着眼点



アラン・スー
(Alan Hsu)

ポートフォリオ・マネジャー

トランプ政権は米国の気候変動政策に逆風も 脱炭素化の取り組みは着実に進む可能性

- トランプ氏の大統領就任は、気候変動関連の投資の特定分野に逆風をもたらす可能性があります。取り組みが無くなるわけではありません。米国における気候変動への取り組みは、中央政府（連邦政府）レベルでは減速する可能性があるものの、州レベルでの取り組みが今後も続けられる可能性があります。
- 米国は、各州が独自の憲法や法律を定めることができ、各州が独自色のある政策を実施しています。州政府が連邦政府と異なる政策方針を採用することも少なくありません。
- 例えば、2023年の時点で米国にはEV（電気自動車）充電スタンドが13万か所以上あり、米国では2030年までにこれを50万か所に拡大する目標が定められました。トランプ大統領がこの進展を止める可能性は完全には否定できませんが、充電スタンド拡充のための資金調達は連邦政府レベルではなく、主に州レベルでの取り組みによって支えられています。このため、今後も充電スタンドの整備が進められる可能性が高いと考えます。
- また、「米国気候同盟」は、米国の脱炭素化を推進するために2017年に結成された超党派の知事連合です。現在、この連合には米国の人口の54%、全米経済規模の57%を占める24の州・準州が加盟しています。この連合は、2025年1月20日に国連に書簡を提出し、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを続けていく意思を表明しており、脱炭素化に積極的な州を中心に取り組みが続けられる可能性があります。

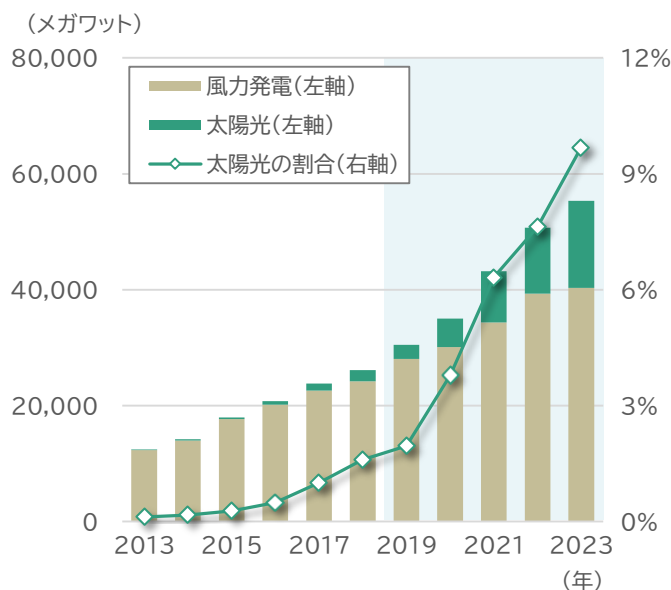
※上記は本資料作成時点のウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの運用チームの見解に基づき東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、今後変更になる可能性があります。

※上記は、過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

- さらに重要なのは、脱炭素化に向けた取り組みが、持続可能な経済成長を支えている可能性があるということです。
- ここ5年間で、テキサス州ではデータセンターの需要拡大と国内で最も顕著な人口増加などを背景に、経済活動が活発化し、電力消費量も増加しました。それにもかかわらず、二酸化炭素排出量は減少しました。これは、太陽光発電による電力供給の割合が大きく増加したためです。
- テキサス州は、2023年時点で経済規模(名目GDP)は全米2位、電力消費量は全米トップで、全国の電力消費量の約13%を占め、全国的にも経済活動およびエネルギー消費が活発な州です。
- このケースは、脱炭素化を大規模に展開することで、持続可能な経済成長を達成できることが期待できる良い例であると考えています。

テキサス州における 風力発電と太陽光発電の発電容量推移

2013年～2023年、年次



※「太陽光の割合」は、総発電容量に占める割合です。

(出所)米国エネルギー省エネルギー情報局

「緩和」と「適応」の各取り組みから見た 当ファンドの運用における今後の注目点

- 気候変動への対応には、「緩和」と「適応」の取り組みに分けられます。当ファンドは、気候変動への対応に積極的に取り組む企業を、「緩和」と「適応」の取り組みの観点から評価し、投資を行っています。
- 次に、当ファンドの運用における今後の注目点を、「緩和」と「適応」のそれぞれの取り組みから考えてみたいと思います。

「緩和」とは？

- 温室効果ガスの排出量を抑制する
- 温室効果ガスを吸収する

【「緩和」ビジネスの例】

太陽光発電、風力発電、電気自動車、鉄道、森林管理、など

「適応」とは？

- 気候変動の影響による被害の回避・軽減
- 変化する気候環境の利用

【「適応」ビジネスの例】

保険会社の災害予測サービス、インフラ構築、スマート農業、など

※上記は一例であり、すべてを表すものではありません。

※最新のファンドのポートフォリオ構成や組入上位銘柄については、当ファンドの月次報告書をご覧ください。

※上記は本資料作成時点のウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの運用チームの見解に基づき東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、今後変更になる可能性があります。

※上記は、過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

欧州では経済活性化の手段として
「緩和」のための大規模投資が実行される可能性

- 米国外では気候変動を「緩和」する取り組みの勢いは変わっていないとみています。
- 2024年9月に、元ECB（欧州中央銀行）総裁やイタリアの首相を務めたマリオ・ドラギ氏は、欧州委員会の依頼で欧州の競争力向上に関する報告書「ドラギ・レポート」を発表しました。同報告書では、競争力向上のため、全体でEU（欧州連合）のGDPの4.4%～4.7%に上る大規模な投資が提言されています。
- この必要な投資額の過半は、エネルギー移行に充てられており、欧州の送電網や再生可能エネルギー分野における大規模な設備投資が、長期にわたり実行される可能性があると考えています。

「ドラギ・レポート」で提示された必要投資額
(2025年～2030年の1年あたりの規模)

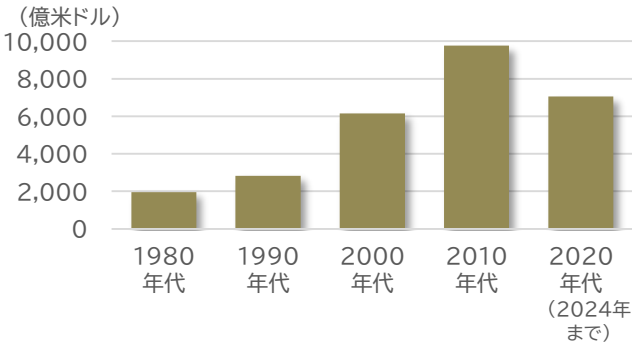
投資分野	必要な投資額
エネルギー移行 (クリーンエネルギー技術の導入や、電気自動車の充電インフラ整備など)	4,500億ユーロ
デジタル技術分野でリーダーとなるための投資	1,500億ユーロ
安全保障強化	500億ユーロ
イノベーションを通じた生産性の向上	1,000～1,500億ユーロ
計	7,500～8,000億ユーロ (約120～128兆円)

※円換算値は、2025年1月31日のユーロの対円為替レート
(1ユーロ=160.78円)を基に算出
(出所)欧州委員会、ブルームバーグ

被害の回避や軽減のための
「適応」の取り組みが一層重要に

- 世界の気候変動への「緩和」に向けた取り組みが遅れれば遅れるほど、気候変動によってもたらされる問題(熱波、干ばつ、風水害の増加など)は早期に訪れることとなり、より「適応」の重要性が増すと考えています。
- 2025年1月に米国ロサンゼルスで発生した大規模な山火事も「適応」の重要性を示唆しています。この山火事は、気候変動そのものが原因の一つとして考えられるほか、水道システムの脆弱性や森林管理の問題など、適応面での不備が被害を悪化させたと考えられます。
- 最近の米国のハリケーン災害(例:ヘレン、ミルトン)やロサンゼルスでの山火事を考えると、住宅に対する保険への意識が高まっている構図が浮かび上がります。これは、気候リスクを正確に評価し、金融サービスに組み込むことを実現する金融サービス会社の重要性を強調しています。これらの会社は、気候リスクの測定において重要な役割を果たし、長期にわたり収益を拡大させていく能力があると評価していますが、市場では過小評価されていると私たちは考えています。

米国の気候変動による損害額
(対象期間:1980年～2024年、10年ごと)



※集計対象は、10億米ドル以上の被害が発生した干ばつ、風水害、山火事について、損害額を集計したもの。損害額は物価上昇による影響を除いて算出。
(出所)アメリカ海洋大気庁

※上記は本資料作成時点のウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの運用チームの見解に基づき東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、今後変更になる可能性があります。
※上記は、過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価 格 変 動 リ ス ク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
特定のテーマ への集中投資 リ ス ク	ファンドは、気候変動への対応に積極的に取り組む企業の株式に集中的に投資するため、幅広い業種・銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。 なお、「為替ヘッジあり」は原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流 動 性 リ ス ク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

※お申込みメモの内容は、作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。
※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
	申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。 なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	スイッチング	各ファンド間でスイッチングが可能な場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入(スイッチングによる申込みを含みます。以下同じ。)・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
	信託期間	2044年8月10日まで(2021年10月4日設定)
	繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	2月および8月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
	課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2024年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用(購入時・換金時)

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用(保有時)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年率1.8425%(税抜1.675%) をかけた額 マザーファンドの運用の委託先である「ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー」が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払います。
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

販売会社(作成日時点)

商号(五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○

■設定・運用は



東京海上アセットマネジメント株式会社

商 号 等 :東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
加入協会 :一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
サービスデスク 0120-712-016(営業日の9時~17時)
<https://www.tokiomarineam.co.jp>

ご留意事項

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。